

令和3年9月14日

富良野市議会議長 黒岩岳雄 様

議会運営委員長 石上孝雄

議会運営委員会調査報告書

令和3年第1回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件

議運調査第2号 富良野市議会基本条例の運用及び検証に関する調査について

2. 調査の経過及び結果

別紙のとおり

議運調査第2号

富良野市議会基本条例の運用及び検証に関する調査について

議会運営委員会より、議運調査第2号「富良野市議会基本条例の運用及び検証に関する調査について」の経過を報告する。

本委員会では、富良野市議会が二元代表制のもと、議会及び議員が果たす役割を明確にし、市民と共に地方自治の本旨である市の発展及び市民の福祉の増進に尽くすとともに、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指し、市議会における最高規範として、平成27年1月1日に施行された富良野市議会基本条例について、各会派、またそれに属しない無会派を含めた議員全員での検証作業を行いながら、本委員会において議論を重ね、この間(令和元年5月から令和3年3月)の富良野市議会並びに議員活動について、条例を基に評価を行ったので、その結果について報告するものである。

評価方法については、令和3年第1回定例会において、議会改革特別委員会より報告があったとおり、検証シートを用い、議会基本条例の各条について、4段階の評価とし、Aの「十分達成した、実施した」からDの「実施なし」までの評価を行い、議員全員の意見反映ができるよう努めてきたところである。

検証シートの作成に当たっては、各会派における評価協議に無会派議員が参画しながら評価を行い、最終的な取りまとめとして本委員会における議論を経て、評価、課題等のコメントを精査し決定したものである。

各条の評価については、別紙の検証シートに記載のとおりであるが、全22条中のうち37項目について評価した結果、A評価が7項目、B評価が21項目と、概ね達成できた項目が多くあるものの、議員の在職年数の違いや会派の考え方の違いなどから評価にバラつきが生じた項目が見られたところである。

今回の評価においては、対象となる期間の半分以上がコロナ禍であったことから、議会報告会などの広聴広報活動が十分にできず、様々な開催手法を検討する必要があるとの課題が見えてきたところである。

これらの課題等については、条例第22条の見直し手続きに基づき、議員任期の満了前に検証が必要であると意見の一致を見たところである。

富良野市議会基本条例検証シート（委員会協議結果の記入用）

（検証対象期間：令和元年5月～令和3年3月）

【達成度基準】

- A：十分達成できた。
- B：概ね達成できた。
- C：不十分。要努力。
- D：実施なし。

富良野市議会 議会運営委員会

議会基本条例の規定		達成度	実施状況	課題・その他
第1条	(目的)			
第2条	(議会活動の原則)議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。			
(1)	市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正公平、透明性を重視し、市民に開かれた議会運営に努めること。	B	—	—
(2)	多様な市民意思の把握に努め、議会として政策立案、政策提言機能の充実強化を図ること。	B	市民意見の把握は個々の議員が日ごろの活動の中で収集し、委員会の中で議論・審議の中で生かしている。また一般質問にもつなげている。	現有のシステム(自由討議・まちづくりトーク・議員協議会等)を積極的に実施するとともに、ICT化により市民意見の多様な聴取などの努力が必要。
(3)	議会としての合意形成を目指し、議論を尽くすこと。	B	—	—
(4)	情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯等を市民に対し説明を行うこと。			
第3条	(議員活動の原則)議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。			
(1)	市民の代表として、広く市政に関し、多様な市民意思の把握に努めること。	B	—	—
(2)	常に高い倫理観を保持し、市民の信頼を得よう努めること。	B	—	—
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の増進のために活動すること。	B	—	—
第4条	(会派)			
1	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	A		会派制を基本としつつ、会派の在り方について今後における議論が必要。
2	会派は、理念、政策等を共有する議員で構成し、活動する。	B		
3	会派は、議会運営、政策立案及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で協議し合意形成に努めるものとする。	B		会派幹事長会議を機能させ、より一層の会派間協議を促進する必要がある。

富良野市議会基本条例検証シート（委員会協議結果の記入用）

（検証対象期間：令和元年5月～令和3年3月）

【達成度基準】

- A：十分達成できた。
- B：概ね達成できた。
- C：不十分。要努力。
- D：実施なし。

富良野市議会 議会運営委員会

議会基本条例の規定		達成度	実施状況	課題・その他
第5条	（災害時の議会の役割）			
	議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要予算を迅速に決定するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう努めるものとする。	B	—	—
第6条	（情報公開と市民参加の推進）			
1	議会は、積極的に市民に対する情報の発信及び市民との情報の共有に努めるとともに、市民に対し十分に説明責任を果たすものとする。	B	—	—
2	議会は、本会議、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開とする。	A	—	—
3	議会は、本会議の会議録を公開するとともに、委員会の概要について、議会広報、ホームページ等を使って公開するものとする。	A	—	今後も事務局と連携し迅速な情報公開に努める。
4	議会は、請願及び陳情を審査するに当たって、提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	A	新型コロナウイルス対策関連の要望書等への対応を行った。	請願、陳情の違いや手順などが市民に分かりやすいように周知が必要。
5(1)	市民への説明責任を果たすため、議会報告会を開催する。	B	議会報告会は定着してきているが、令和2年度はコロナ禍のため開催できなかった。	これまでの開催手法に限らず、様々な開催手法の検討が必要。
5(2)	市民と議員が自由に情報や意見を交換する議会とまちづくりトーク（以下「まちづくりトーク」という。）を開催する。	B	富良野医師会と開催した。	まちづくりトークの認知度向上に向けた取り組みが必要。
5(3)	その他、必要に応じて広く市民の声を聴くよう努めるものとする。	C	常時、議員各々は市民の声を聞き取るよう努力してきたが、新型コロナウイルスの影響で新たな取り組みを進めることができなかった。	広く市民の意見を聴取するシステム（議会モニター制度など）づくりに向けた調査・研究が必要。
6	前項の議会報告会及びまちづくりトークに関することは、議長が別に定める。			
第7条	（議会広報の充実）			
	議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報伝達手段を用い広報活動に努めるものとする。	A	議会広報紙のリニューアルを行った。	—

富良野市議会基本条例検証シート（委員会協議結果の記入用）

（検証対象期間：令和元年5月～令和3年3月）

【達成度基準】

- A：十分達成できた。
- B：概ね達成できた。
- C：不十分。要努力。
- D：実施なし。

富良野市議会 議会運営委員会

議会基本条例の規定		達成度	実施状況	課題・その他
第8条	(市長等との関係)市長及びその他執行機関と、緊張ある関係の保持に努めるものとする。			
(1)	本会議における一般質問は、広く市政上の論点を明確にするため、再質問については一問一答方式で行うものとする。	B	—	—
(2)	議長から本会議及び委員会への出席を要求された市長等は、議員の一般質問及びその他質疑に対してその主旨を確認することができる。			
(3)	議長から本会議及び委員会への出席を要求された市長等は、議員の政策提言及び提出議案等に関し、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。			
第9条	(議会への説明等)			
	市長等は、計画、政策、施策又は事業(以下「計画等」という。)を立案し、又は変更するときは、計画等の論点を明確にし、その計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適切な報告に努めるものとする。	B	—	資料提供には的確に対応されているが、資料の内容については、効果やコストなどを明確にするなど要求時における工夫が必要。
第10条	(監視及び評価)			
	議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が適正、かつ、公正公平、効率的に行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	B	—	—
第11条	(議決事件の拡大)			
	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。	A	富良野市総合計画基本構想の議決を行った。	—
第12条	(政策立案及び提言)			
	議会は、議員提案による条例の制定、決議、質疑等により、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	B	—	過去の提言の検証を行い、今後の政策立案や提言に活かしていく必要がある。

富良野市議会基本条例検証シート（委員会協議結果の記入用）

（検証対象期間：令和元年5月～令和3年3月）

【達成度基準】

- A：十分達成できた。
- B：概ね達成できた。
- C：不十分。要努力。
- D：実施なし。

富良野市議会 議会運営委員会

議会基本条例の規定		達成度	実施状況	課題・その他
第13条	(自由討議による合意形成)			
1	議会は、議案等の審議又は審査において議員相互の自由な討議により議論を尽くし、合意形成を図るよう努めるものとする。	B	—	自由討議の積極的な活用が必要。
2	議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう議会の会議及び委員会を運営しなければならない。	B	—	—
3	自由討議に関することは、議長が別に定める。			
第14条	(議会改革の推進)			
	議会は、第2条に規定する議会の活動原則を強化するために、議会運営委員会の下で常に自らの改革に継続的に取組むものとする。	B	—	—
第15条	(議員研修の充実強化)			
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に向け、議員研修の充実強化を図るものとする。	B	—	既存の各種研修に加え、研修機会の充実が必要。
第16条	(議会事務局の体制整備)			
1	議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する能力の向上に努めるものとする。			
2	議長は、議会事務局の体制を整備し、行政から独立した機関としての機能の向上に努めるものとする。			
第17条	(議会図書)			
	議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努め、適正に管理し運営するものとする。	B	管理は適正であるが、活用し切れていない。	利活用に向けた議論が必要。

富良野市議会基本条例検証シート（委員会協議結果の記入用）

（検証対象期間：令和元年5月～令和3年3月）

【達成度基準】

- A：十分達成できた。
- B：概ね達成できた。
- C：不十分。要努力。
- D：実施なし。

富良野市議会 議会運営委員会

議会基本条例の規定		達成度	実施状況	課題・その他
第18条	(議員定数)			
1	議員定数は、社会情勢の変化などを考慮し市民の意思を反映するとともに、議会が持つ議事機関としての機能と行政監視機能を確保することを基本に判断するものとする。			
2	議員定数の改正を提案する場合は、明確な改正理由を付して議会に提出するものとする。			
3	議員定数は、別に条例で定める。			
第19条	(議員報酬)			
1	議員が報酬の改正を提案する場合は、市民の意見を十分考慮するとともに、明確な改正理由を付して議会に提出するものとする。			
2	議員報酬は、別に条例で定める。			
第20条	(議員倫理の明確化)			
	議員は、市民全体の代表として市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、常に良心と倫理性をもち、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。			
第21条	(最高規範)			
	この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し又は改廃するに当たっては、この条例との整合を図らなければならない。			
第22条	(見直し手続き)			
1	議会は、議会運営委員会において、この条例の目的の達成について検証するものとする。	A	検証方法と時期を明確にした。	議員任期満了前に今回の課題に対する検証が必要。
2	議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例の改正が必要な場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。			

【達成度基準】

- A：十分達成できた。
- B：概ね達成できた。
- C：不十分。要努力。
- D：実施なし。

富良野市議会 議会運営委員会

議会基本条例の規定	達成度	実施状況	課題・その他
総括、今後の課題について			
<p>議会基本条例の規定(条文)の解釈について、議員や会派間での違いがあり、共通した解釈による条例の運用や評価が可能となるよう、条例の逐条解説を再確認のうえ、今回の評価において記載された課題・その他に対する検討機会を設ける。</p> <p>広報紙のデザイン変更などにより広報の充実は一步前進したと考えられる。</p> <p>評価の対象となった期間について、半分以上がコロナ禍のため行動が制約されてしまい、積極的な広聴活動に取り組むことができなかったが、評価に向けた各種作業の充実が図られたと感じられる。</p>			